

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年8月25日（金）午後1時30分から午後3時50分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏 名	備 考	議席番号	氏 名	備 考
1 番	石 井 康 三	(会長代理)	7 番	樹 森 信 雄	(会長)
2 番	川 野 辺 辰 美		8 番	澁 澤 吉 明	
3 番	野 口 啓 子		9 番	奥 澤 文 夫	
5 番	増 田 一 幸		10 番	渋 沢 真 弘	
6 番	漆 原 利 征		11 番	増 田 利 夫	

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 地域計画の変更について
議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）について
追加議案第1号 買受適格証明に関する今後の審査について

5. 農地利用最適化推進委員 14名

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 久 保 弘 之
係 長 清 水 信 吾
主 任 石 川 諒 太 （書記）

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、8月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条
	第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと
	と思いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	5番 増田一幸委員、6番 漆原利征委員のご両人をお願いします。
	なお、本委員会への欠席通知は今西 専一推進委員より出されております。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。
	それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明
	いたします。
	受付番号334号ですが、譲渡人は今後耕作することができないため、
	譲受人へ贈与を行うものです。申請地は道路に接続しておらず直接の
	出入りができないことから、譲受人が既に借り受け、隣接する所有農地
	と一体的に耕作を行っています。また、申請地は譲受人の自宅から
	車で数分の場所に位置しています。申請事由は農業経営拡張であり、
	問題ないと思われれます。
	受付番号335号ですが、譲渡人は遠方に居住しており耕作ができない
	ため、譲受人へ売買を行うものです。申請地は譲受人の自宅から徒歩
	数分の場所に位置しており、既に野菜の耕作が行われています。申請
	事由は自家消費野菜作付けであり、問題ないと思われれます。
	受付番号336号ですが、譲渡人は遠方に居住しており耕作ができない
	ため、譲受人へ売買を行うものです。申請地は譲受人の事務所から車で
	十数分程の場所に位置にあります。申請事由は農業経営拡張であり、
	問題ないと思われれます。
	そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと
	思われれます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当していない
	ことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
2番	受付番号334号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読
	いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の
	申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は(詳細に説明)です。
	申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。

	1. 農地取得後は、耕作いたします。
	2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。 1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用
	3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、 付近の農地等に被害を与えません。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
9 番	受付番号 3 3 5 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読 いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の 申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。
	1. 農地取得後は、耕作いたします。
	2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。 1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用
	3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、 付近の農地等に被害を与えません。
3 番	受付番号 3 3 6 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読 いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の 申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。
	1. 農地取得後は、耕作いたします。
	2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。 1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用
	3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、 付近の農地等に被害を与えません。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。
	ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。 （発言なし）
	特に発言もないようですので採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可 申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は 「起立」願います。
	（起立全員）
	起立全員でありますので、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可 申請については、許可することに決定いたします。
(議案第 2 号)	引き続き、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告を 願います。
事務局	事務局より説明いたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明
いたします。
受付番号337号は、太陽光発電施設を設けるものです。
譲受人は市外で主に太陽光発電事業を行っている法人です。申請地は太陽光を遮るものが少ない良好な日射量の点、既存電柱を活用し節約できる点、整地費用が安価である点、等の条件に合うことから、本申請を行うものです。
農地の区分については、農地の広がりが概ね10ha未満になる「第2種農地」と判断しました。
受付番号338号は、自己用住宅を設けるものです。
譲受人は現在市外のアパートに居住していますが、結婚を考え住宅建築を計画しました。親戚の住む市内で土地を探したところ、本申請地を見つけたため申請を行うものです。
農地の区分については、農地の広がりが概ね10ha未満になる「第2種農地」と判断しました。
受付番号339号は、自己用住宅を設けるものです。
譲受人は現在、市外のアパートに居住していますが、結婚を機に住宅の建築を計画しました。今般、実家に隣接する本申請地で住宅の建築の了承をもらったため申請するものです。
農地の区分については、東武鉄道南羽生駅から1km以内に位置する「第2種農地」と判断しました。
受付番号340号は、自己用住宅を設けるものです。
譲受人は現在、市外のアパートに居住していますが、将来を考え住宅の建築を計画しました。そこで親戚の住む羽生市で土地を探したところ本申請地を見つけたため申請を行うものです。
農地の区分については、農地の広がりが概ね10ha未満になる「第2種農地」と判断しました。
受付番号341号は、資材置場及び駐車場を設けるものです。
譲受人は土木業を主に行う法人です。今般、業務拡大に伴い、既存の作業場が手狭で集約する計画があります。そこで県内の土地を探したところ、本申請地を見つけたため申請を行うものです。
農地の区分につきましては、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。
第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、本申請地を含む一体利用敷地の中には宅地や山林があります。これら非農地を含む総面積のうち、農地面積が1/3を超えず、同一事業として利用する場合は農地法施行令第4条第1号第2号二の不許可の例外に該当し、許可相当になるものと思われます。
受付番号342号は、工事用地を設けるです。
譲受人は主に電気工事業を行っている法人です。今般、携帯電話のアンテナ基地局を建築するために必要な工事用地を、一時的に設けるため申請するものです。
農地の区分については、農地の広がりが概ね10ha未満になる「第2種

農地」と判断しました。
受付番号３４３号と３４４号は、同一の譲受人で申請地も隣接しているため、一括で説明いたします。
受付番号３４３号と３４４号は倉庫を設けるものです。
譲受人は市外に本社を置き、市内にも営業所を展開している、運送業を行う法人です。今般、業務拡大に伴い、新たに倉庫を建築する計画となりました。既存の営業所付近で土地を探したところ、本申請地を見つけたため申請を行うものです。
農地の区分につきましては、農地の広がりが概ね１０ha未満になる「第２種農地」と判断しました。
受付番号３４５号は、自己用住宅を設けるものです。
譲受人は現在、市外のアパートに居住していますが、結婚し子どもも生まれたことから、建築を計画しました。父に相談したところ、本申請地に建築することができるようになったため申請を行うものです。
農地の区分につきましては、生産力の高い概ね１０ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第１種農地」と判断しました。
第１種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第３３条第４号に規定する「住宅で集落に接続して設置されるもの」の例外に該当し、許可相当になるものと思われます。
受付番号３４６号は、先月の定例会で同じ申請地の審議をいただきました。先月の定例会の後、当時の譲受人から計画が変更となったために取下げが行われました。その後譲受人が新たに変わったため、改めて申請があったものになります。用途は自己用住宅を設けるものです。
譲受人は現在、市外のアパートに居住していますが、将来を考え住宅の建築を計画しました。そこで市内で土地を探したところ、本申請地を見つけたため申請を行うものです。
農地の区分につきましては、農地の広がりが概ね１０ha未満になる「第２種農地」と判断しました。
受付番号３４７号は、自己用住宅を設けるです。
譲受人は現在、市内の社宅に居住していますが、将来を考え住宅の建築を計画しました。そこで市内で土地を探したところ、本申請地を見つけたため申請を行うものです。
農地の区分については、農地の広がりが概ね１０ha未満になる「第２種農地」と判断しました。
受付番号３４８号は、資材置場及び駐車場を設けるものです。
譲受人は市内で主に運送業を行う法人です。今般、業務拡大に伴い、倉庫の満床や従業員の増加等で既存施設が手狭になってきました。そこで隣接する本申請地を取得し一体的に利用すべく申請を行うものです。
農地の区分につきましては、生産力の高い概ね１０ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第１種農地」と判断しました。
第１種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、農地法

	施行規則第35条第5号に規定する「既存の施設の拡張」の例外に該当するものであり、許可相当になるものと思われます。 受付番号349号は、先月の定例会で同じ申請地の審議をいただきました。先月の定例会の後、一部書類に不備があったため、取下げが行われました。その後改めて申請があったものになります。用途は太陽光発電施設を設けるものです。 譲受人は市外で主に太陽光発電事業を行っている法人です。今般、遊休化している農地を有効活用とエネルギー供給の貢献を両立させるため、本申請を行うものです。 農地の区分につきましては、農地の広がり概ね10ha未満になる「第2種農地」と判断しました。 受付番号350号は、資材置場を設けるものです。 譲受人は市内で農業を行っている法人です。今般、運営している農地に新たに園芸施設を設ける計画があります。その施設で使用するハウス資材を仮置きするため、一時転用の本申請を行うものです。 農地の区分につきましては、申請農地は農用地区域、通称青地で、原則として不許可相当ではありますが、例外として申請事由が一時転用であるため、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当し、許可相当になるものと思われます。 受付番号351号は、イベント会場を設けるものです。 譲受人は350号と同じ法人です。今般、運営している農地で農業イベントを行う計画があり、一時転用の申請を行うものです。 農地の区分につきましては、申請農地は農用地区域、通称青地で、原則として不許可相当ではありますが、例外として申請事由が一時転用であるため、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当し、許可相当になるものと思われます。 そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。 以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
6 番	受付番号337号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による理由が記載されていますので朗読いたします。 太陽光発電設備設置の敷地にするには、太陽光を遮るものが少ない良好な日射量、既存電柱の利用による売買負担金の節約、整地費用が安価といった要件が必要であり、申請地はこれらの条件を満たしていると考えております。 続きまして、受付番号338号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。

	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在、結婚を考え、専用住宅の建設を決め、建物が完成するまで
	パートナーが住んでいる住居にパートナーと子どもの３人で生活して
	ます。羽生市に親戚が住んでおり、その周辺の市街化区域で建築可能な
	土地がないか探しましたが見つからず、範囲を市街化調整区域に広げ
	たところ、本申請地を見つけ申請するものです。近隣に商業施設も多く
	大変便利なところであると考えております。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
2 番	受付番号 3 3 9 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読
	いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の
	申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	結婚を機に独立するための住宅を探していたところ、今後のこともあり
	親の介護が必要な際は、隣接地のため非常に便利で、慣れ親しんだ土地
	であるため、建築地として最適と判断し申請するものです。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
8 番	受付番号 3 4 0 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読
	いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の
	申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在、市外の賃貸住宅に住んでおりますが、将来を考え、専用住宅の
	建設を決めました。妻の実家近辺の市街化区域で探しましたが見つか
	らず、市街化調整区域に広げたところ、本申請地を見つけ申請する
	ものです。妻の実家や親戚の住居も近く、大変便利な場所と考えて
	おります。
	続きまして、受付番号 3 4 1 号について調査報告いたします。まず、
	議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の
	申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	仕事量の増加、保有車両の拡充、従業員の増員により、既存の資材置場
	駐車場が手狭となっておりました。仕事量の増加については、今までは
	川口市近郊の仕事を受注していましたが、都内や埼玉県内でも東北自動
	車道、関越自動車道沿線のエリアでの仕事が増大しました。今までは
	作業所 2 か所でしたが、1 か所に集約し、効率性を高めようと考えて
	おります。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

5 番	受付番号 3 4 2 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 皆様の社会生活をより便利かつ豊かにしていくサービスを提供していきたいと考え、携帯電話サービスの安定的な提供を目指し、無線基地局の設置を推進いたしております。該当地域においても、無線基地局の設置は急務であり、検討や調査を重ねた結果、申請地への設置が最適と考えました。工事を行うにあたり、工事期間中の資材置場や建設作業車の作業スペースとして利用し、使用後は残土、敷鉄板等を撤去し、整地を行い、農地として利用できるようにします。 続きまして、受付番号 3 4 8 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 当社は羽生市に本社を構え、事業を行っておりますが、近年の従業員やスポットアルバイトの増加に伴い、既存の敷地内駐車場では不足しており、駐車場の増設が急務となっております。また、倉庫が満床であり資材置場を拡張する必要があります。申請地は、所有地の隣地に位置しており、一体的な利用が可能な唯一の土地であります。他の検討地は距離が離れており、駐車場の利用には不便であるため、申請地の活用が最も合理的と判断しました。 以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
1 番	受付番号 3 4 3 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 私どもの会社は、一般貨物自動車運送事業・倉庫業を主とした事業を営んでおります。この度、羽生営業所において、業務拡張を計画しております。申請地は、高速道路に近く、交通の便が良く、都市計画法第 3 4 条第 1 2 号産業区域に該当し、近隣には物流倉庫が立ち並んでおり、倉庫用地として最適な場所であると考えております。 続きまして、受付番号 3 4 4 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。

	申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 私どもの会社は、一般貨物自動車運送事業・倉庫業を主とした事業を営んでおります。この度、羽生営業所において、業務拡張を計画しております。申請地は、高速道路に近く、交通の便が良く、都市計画法第34条第12号産業区域に該当し、近隣には物流倉庫が立ち並んでおり、倉庫用地として最適な場所であると考えております。 以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
3 番	受付番号345号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 現在、市外の賃貸住宅に住んでおりますが、結婚し子供が生まれたことにより、現在の住居では手狭となっております。子供の成長に伴い、個室の確保や十分な生活スペースが必要不可欠であることから、自己用住宅の建築を計画しました。 以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
1 1 番	受付番号346号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 現在、市外の賃貸住宅で生活しておりますが、将来にわたり安定した生活基盤を築くとともに、家族の生活環境を改善するために、自己用住宅の建築を計画しました。現在の賃貸住宅は手狭であり、生活上の不便を生じていることから、速やかに独立した自己の住まいを構える必要性が高いと考えております。 近隣の住宅状況を詳細に精査した結果、申請地以外の土地では、必要とされる開発面積の確保が困難であることに加え、インフラ整備等の立地適格性においても、申請地に代わる土地は存在しません。また、生活圏内であるため、日常生活において極めて利便性が高く、自己用住宅を建築する土地として最も適していると考えております。 続きまして、受付番号347号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 現在、勤務先の会社が所有する住居に妻と子どもと住んでおりますが、子どもが大きくなり現在の住居が手狭になったので専用住宅の建設を決めました。子どもの小学校の学区内の市街化区域で探しましたが

	見つからず、市街化調整区域に広げたところ、本申請地を見つけ申請するものです。住宅も多く駅にも近いので、大変便利な場所と考えております。 以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
9 番	受付番号 3 4 9 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による誓約書が添付されていますので朗読いたします。 1. 太陽光発電設備の維持管理を徹底し、近隣住民に迷惑をかけません。 2. 設置後の土地の維持管理を徹底します。 3. 諸問題が発生した場合は、当方で責任をもって対処します。 4. フェンス設置等を行い、安全確保に努めます。 5. その他、行政から指導があった際は速やかに従います。 以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
1 0 番	受付番号 3 5 0 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 一時転用を行う理由としましては、現在営農している農場に新たに建設する園芸施設で使用するハウス資材および栽培施設設置資材類を保管する資材置場として一時的に使用するためです。現在営農している農場内に保管できる場所がなく、既に農業用施設用地に転用している土地は幹線道路に面しており、防犯の観点から資材置き場として適さず、周辺にも資材置場に適した農地土地がないため申請地で一時転用を行いたいと考えております 続きまして、受付番号 3 5 1 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 当社にて農地のイベントを開催することとなり、イベント会場を探したところ、時期が喫緊ということもあり、候補地を探したのですが、適当な場所が見つからず、現在借りている農地を一時転用することで、自社の運営とイベントの運営を合わせて見学できるのではないかと考えました。4 日間のイベントであり、テントにて設営を行うので、簡易に復元できると考えております。 以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。

	ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
5 番	移転の事由で使用貸借権設定と賃借権設定があるのですが、使用貸借権設定は賃金が発生しないものでよろしかったでしょうか。
事務局	貸借権設定と賃借権設定の違いになりますが、賃借権設定はお金の発生する貸し借りになります。それに対して使用貸借権設定はお金の発生しない、いわゆる無償の貸し借りになります。使用貸借権設定か賃借権設定かについては、譲受人、譲渡人双方で決めたことになりますので、どちらであったとしても問題ないと事務局としては考えます。
5 番	住宅だと使用貸借権設定は親子などが多いのでしょうか。
事務局	親子だと使用貸借権設定が多い傾向にあります。
6 番	イベントでの一時転用の場合、期間の決まりはあるのでしょうか。
事務局	今回のイベント等の日数は4日間という聞いております。イベント会場について最大何日以内にやらなければいけないという規定はございませんので、準備期間などを含めても、事務局としては適切なものであると考えております。
5 番	参考に今回のイベントで使う土地は普段はどのように使っているのでしょうか。
事務局	今回の申請者の農地では大規模なビニールハウスでのハウス栽培が行われており、今回はその余剰地部分を活用してイベントを開催します。
議 長	(質疑終了)
(議案第3号)	質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。ただいま議題となっている議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
	続きまして、議案第3号 地域計画の変更についてを議題といたします。当該、地域計画の策定・変更については、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、羽生市長から意見を求められています。それでは事務局である農政課からの説明をお願いします。
	事務局より説明いたします。
	議案第3号 地域計画の変更について説明させていただきます。
	地域計画とは、令和5年4月に改正された農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者等を中心とした地域の話し合いにより、目指すべき農地利用の姿を明確化するために策定する計画です。この地域計画については、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農業委員会に意見を聞くこととされています。よって、地域計画の変更案について、農業委員会に議論いただくため、審議をお願いするものです。本日の農業委員会における審議の後、農業委員会の他の関係機関からの協議の回答がそろい次第、地域計画案の公告縦覧を2週間行い、

	地域計画変更となる予定です。 では、お手元の議案書について説明申し上げます。 今回の変更地区は、新郷地区です。変更理由としては、専用住宅の用に供するためです。地域計画からの除外面積は、新郷地区 3 5 4 m²です。 変更内容についてはお手元の議案書の地域計画の変更点についてをご覧ください。なお、当計画については、農地転用の見込みありの案件でございます。 以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
議 長	以上で、事務局からの説明が終わりました。
(議案第 4 号)	ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。 (発言なし) 特に発言もないようですので採決に移ります。 ただいま議題となっている議案第 3 号 地域計画の変更については、原案のとおり、承認することに賛成の委員は「挙手」願います。 (挙手全員) 挙手全員でありますので、議案第 3 号 地域計画の変更については同意することに決定いたします。 続きまして、議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題といたします。当該計画（案）については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項に基づき、羽生市長から意見を求められております。ただし、後ろの 3 ページ分には、左上に「議案第 4 号 A～C」と記載があります。これらの案件については、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定による議事参与の制限に該当する案件でありますので、審議、採決に際しましては、 、 、 の退席を、それぞれ求めることとなります。それでは事務局である農政課からの説明をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	初めに、資料について、一部訂正および追加がございます。差し替えを行った資料の 2 9 ページをご覧ください。耕作者変更の再転貸を新規契約に訂正したものが、No. 5 5 7、5 5 8、5 5 9 の 3 筆になります。新規契約を追加したものが No. 5 6 0 の 1 筆になります。 議案書別紙、左上に議案第 4 号と書かれている資料をご覧ください。 資料の「農地利用集積等促進計画」は、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が土地の所有者から借り受けた農地を耕作者に貸し出す計画です。この計画を作成する場合、農業委員会の意見を聴くことと法律に定められていることから、今回ご審議をお願いするものです。 計画には、左から土地所有者の氏名、住所、貸し出す農地の所在、農地が該当する地域計画の区域名、現在の耕作者、今回農地を借り受ける耕作者、貸借期間や賃料など、設定する権利の情報が記載されております。現在の耕作者の欄については、新規または契約の更新の場合は空欄になっております。令和 8 年 1 1 月 1 日から貸借を開始するものになります。本議案では合計 5 9 0 筆、面積 6 0 9, 6 4 5. 4 6 m²となっております。内、契約更新については 3 3 1 筆、面積

	319, 017㎡、新規契約は220筆、面積235, 200.46㎡ 再転貸は39筆、面積55, 428㎡になります。 以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
議 長	以上で、事務局からの報告、説明が終わりました。
	ただいまの説明に対し、ご質疑・ご発言を願いますが、先ほど申し上げましたとおり、議事参与の制限等に該当する案件があります。まずは議事参与の制限等に該当しない案件である、「議案第4号A～C」を除いた案件を先に審議を行いますので、ご質疑・ご発言を願います。 なお、この案件は以後「議事参与の制限等に該当しない案件」と呼称しますので、よろしくお願いします。それでは、議事参与の制限等に該当しない案件について、ご質疑・ご発言を願います。
5 番	個人間の貸し借りについて何を質問すればいいのか分からないです。
事務局	中間管理機構の方の中間管理権設定するにあたって、農業委員会の意見を聞くことになっておりますので、農業委員会でご審議いただいております。借り受ける方がきちんと農業でできる方であるかを見ていただくことになります。
5 番	A、B、Cの分けているのは何でしょうか。
事務局	議事参与の制限の関係で農業委員や推進委員が関わってる案件だけ別に抽出しているものです。
	(質疑終了) 質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。 ただいま議題となっている議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)のうち、議事参与の制限等に該当しない案件については、原案のとおり承認することに賛成の委員は「挙手」願います。 (挙手全員) 挙手全員でありますので、議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)のうち、議事参与の制限等に該当しない各案件については、原案のとおり承認することに決定いたします。 続いて、議案第4号Aの案件について審議を行います。こちらは「 」が議事参与の制限等に該当する案件になりますので「 」の退席をお願いします。 (退席) それでは、Aの案件について、ご質疑・ご発言を願います。 (発言なし) 特に発言もないようですので採決に移ります。 ただいま議題となっている議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)のうち、Aの案件については、原案のとおり承認することに賛成の委員は「挙手」願います。 (挙手全員) 挙手全員でありますので、議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)のうち、Aの案件については、原案のとおり承認することに決定いたします。 続いて、別刷りBの案件について審議を行います。こちらも議事参

	与の制限等に該当する案件になりますので、「
	入室をお願いし、「
	（入室、退席）
	それでは、Bの案件について、ご質疑・ご発言を願います。
	（発言なし）
	特に発言もないようですので採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第4号 農用地利用集積等促進計画
	（案）のうち、Bの案件については、原案のとおり承認することに
	賛成の委員は「挙手」願います。
	（挙手全員）
	挙手全員でありますので、議案第4号 農用地利用集積等促進計画
	（案）のうち、Bの案件については、原案のとおり承認することに
	決定いたします。
	続いて、別刷りCの案件について審議を行います。こちらも議事参
	与の制限等に該当する案件になりますので、「
	入室をお願いし、「
	（入室、退席）
	それでは、Cの案件について、ご質疑・ご発言を願います。
	（発言なし）
	特に発言もないようですので採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第4号 農用地利用集積等促進計画
	（案）のうち、Cの案件については、原案のとおり承認することに
	賛成の委員は「挙手」願います。
	（挙手全員）
	挙手全員でありますので、議案第4号 農用地利用集積等促進計画
	（案）のうち、Cの案件については、原案のとおり承認することに
	決定いたします。「
	（入室）
	最後に、追加議案第1号 買受適格証明に関する今後の審査についてを
	議題といたします。それでは事務局から説明をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	お手元にお配りしました「追加議案第1号」の用紙をご覧ください。
	この案件は、先月の7月定例会にて審議いただいた案件になります。
	本案件は、国有農地を入札するために必要な証明である「買受適格
	証明」を、県知事が出すことに承認することを審議いただきました。
	その後埼玉県から、「この証明を県知事が出した後、農地法第5条の
	転用許可申請が改めて出された際は、事情が異なっている場合を除いて
	定例会での審議を省略して県知事へ送付して差し支えないか、予め
	議決をする必要がある」との指示を受けました。そこで、この農地に
	ついて、転用許可申請が今後あった際は、議決を経ないで、速やかに
	県知事へ送付してよろしいか、審議いただくものになります。なお、
	農地法第5条の転用許可申請の時に行う書類審査については、買受
	適格証明の申請時に既に行っておりますので、事務局としては議決を

	経ないことについては支障ないと考えます。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
議 長	以上で、事務局からの報告、説明が終わりました。
	ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
10 番	先月この案件については、倉庫について、全体の一部の土地に国有地が入ってるという話でしたが、今回の議決を得ないで意見を送付するのはその土地だけなのか、倉庫全体の計画なのかどちらでしょうか。
事務局	倉庫全体の転用についてです。先月審議いただいた買受適格証明については、国有農地のところだけ、議案書としては記載されておりますが、国有農地を含んだ計画敷地全体を審査は行っております。そのため、5条申請があったとき、審査自体は計画敷地全体について、既に行っていることから、審議を省略しても差し支えないと判断しております。
	(質疑終了)
	質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。
	ただいま議題となっている追加議案第1号 買受適格証明に関する今後の審査については、今後転用申請のあった際は、議決を経ないで県知事へ速やかに送付することに、承認することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、追加議案第1号 買受適格証明に関する今後の審査については、今後転用許可申請のあった際は、議決を経ないで県知事へ速やかに送付することに、承認することに決定いたします。
	以上で、本日の議事は全て終了いたしました。
	続いて、事務局より報告事項がありますので、お聞き取り願います。
事務局	報告事項1 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の自己用の転用を行う場合に届出を行うものです。
	住宅敷1件でございました。
	報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。
	住宅敷4件でございました。
	報告事項3 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについてでございますが、こちらは、農地法第5条の許可申請を行ったものの、諸事情から取下げを行うものです。1件でございました。
	報告事項4 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法や利用権設定・中間管理事業等に係る農地の貸し借りの合意解約となります。5件でございました。
	報告事項5 農地法の規定による許可一覧についてでございますがこれは県許可のありました7月分でございます。5条が7件ございました。
	報告は、以上です。続きまして、諸連絡です。
	はじめに、今月5日に文化ホールで行われた農業委員研修会ですが、

	当日欠席となった委員さんには配布された資料をお配りしていますのでご確認ください。 続きまして、お配りした資料「農業委員会組織による「令和８年度熊本地震義援金」の募集について」をご覧ください。こちらは埼玉県農業会議から、７月２８日に発生した熊本の地震についての義援金のお知らせとなります。本来ならば農業委員会の組織として義援金を送ることが望ましいところではありますが、公職選挙法に抵触する恐れがあるため、個人として義援金を募るというものになります。個人として義援金のご協力いただける方がいらっしゃいましたら、２枚目に記載のある口座へ各自振込をお願いいたします。
５番	確認なのですが、個人ごとに振込を行うのでしょうか。
事務局	農業委員会の組織として義援金に送ると受け取る側の方が公職選挙法に触れる可能性があるという指摘があるそうです。なので組織として送るとNGなので個人として受け取りたいという意図のようです。
５番	過去に農業委員会として義援金を送ってなかったのでしょうか。
議長	義援金の振込み農業委員会取りまとめて送付することもできますと書いてありませんか。
事務局	義援金については、農業会議に確認して、来月の定例会で改めて報告しますのでよろしくお願いします。 続きまして、農地相談会についてです。 ８月の相談会の担当委員は渋沢真弘委員、井野岡推進委員となります。日程は８月２７日木曜日の午後１時３０分となっております。 来月８月の相談会の担当委員は野口啓子委員、そして事務局で対応いたしますのでよろしくお願いいたします。日程は９月２９日火曜日の午後１時３０分となっております。会場は市役所１階にある１０１会議室です。当日の都合がつかない場合は事務局まで連絡をお願いいたします。 続きまして、定例農業委員会の日程についてです。 来月９月の定例農業委員会の日程でございますが、９月２５日金曜日午後１時３０分を予定させていただきます。会場は３０２会議室を予定しておりますので、日程調整のほどよろしくお願いいたします。
議長	以上で、本日の全日程を終了いたしました。 これにて、閉会といたします。
上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。 令和 ８ 年 ８ 月 ２ ５ 日 会 長 _____ 署名委員 _____ 署名委員 _____	